

## 総会

配布：一般

2015年1月29日

### 第69会期

議事日程議題 68(c)

#### 2014年12月8日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書に基づく (A/69/488/Add.3)]

#### 69/189 シリア・アラブ共和国における人権状況

総会は、

国際連合憲章に基づき、

同憲章の目的および原則、世界人権宣言<sup>1</sup>並びに国際人権規約<sup>2</sup>を含む、関連する国際人権条約を再確認し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対する並びに同憲章の原則に対する総会の強い公約を再確認し、

2011年12月19日の66/176、2012年2月16日の66/253A、2012年8月3日の66/253B、2012年12月20日の67/183および2013年5月15日の67/262の総会諸決議、2011年4月29日のS-16/1<sup>3</sup>、2011年8月23日のS-17/1<sup>3</sup>、2011年12月2日のS-18/1<sup>4</sup>、2012年3月1日の19/1<sup>5</sup>、2012年3月23

---

<sup>1</sup> 決議 217A (III)。

<sup>2</sup> 決議 2200A (XXI)、添付文書。

<sup>3</sup> 総会公式記録、第66会期、補遺 No.53 (A/66/53)、第I章を参照。

<sup>4</sup> 前掲書、補遺 No.53B および正誤表 (A/66/53add.2 and Corr.1)、第II章。

<sup>5</sup> 前掲書、第67会期、補遺 No.53 および正誤表 (A/67/53 and Corr.1)、第三章、A節。

日の 19/22<sup>5</sup>、2012 年 6 月 1 日の S-19/1<sup>6</sup>、2012 年 7 月 6 日の 20/22<sup>7</sup>、2012 年 9 月 28 日の 21/26<sup>8</sup>、2013 年 3 月 22 日の 22/24<sup>9</sup>、2013 年 5 月 29 日の 23/1<sup>10</sup>、2013 年 6 月 14 日の 23/26<sup>10</sup>、2013 年 9 月 27 日の 24/22<sup>11</sup>、2014 年 3 月 28 日の 25/23<sup>12</sup>、2014 年 6 月 27 日の 26/23<sup>13</sup>および 2014 年 9 月 25 日の 27/16<sup>14</sup> の人権理事会諸決議並びに 2012 年 4 月 14 日の 2042 (2012)、2012 年 4 月 21 日の 2043 (2012)、2013 年 9 月 27 日の 2118 (2013)、2014 年 2 月 22 日の 2139 (2014)、2014 年 7 月 14 日の 2165 (2014)、2014 年 8 月 15 日の 2170 (2014) および 2014 年 9 月 24 日の 2178 (2014) の安全保障理事会諸決議並びに 2011 年 8 月 3 日<sup>15</sup>と 2013 年 10 月 2 日<sup>16</sup>の安保理議長諸声明を想起し、

人権状況の深刻な悪化および無差別殺害並びに国際人道法に違反した文民を文民として意図的に対象とすること、およびセクト間の緊張を助長する可能性のある暴力行為を非難し、

更なる違反と侵害が勢いづく根拠を提供する、現在の紛争中に犯された国際人道法の重大な違反および人権法の違反と侵害に対する刑事責任の免除の文化に懸念をもって留意し、

市民的、政治的、経済的および社会的権利の享受に関する制限についての一般民衆の不満の表明の最中に、2011 年 3 月にダラアで非武装の抗議者が怒りを爆発させたことを想起し、そして後に一般住民地区への直接砲撃に段階的に拡大し、武装した暴力的集団と過激主義的集団の拡大を煽ったシリア当局による非武装の抗議者の過剰なまた暴力的な抑圧に留意し、

19 万 1,000 名以上の犠牲者をもたらしたシリア・アラブ共和国における暴力の拡大が継続していることに、そしてとりわけ弾道ミサイルの無差別使用、クラスター弾、樽爆弾や真空爆弾および塩素ガスのような重火器並びに空爆の継続的使用およびシリア住民に対するシリア当局による戦いの手段としての文民の餓死に関与したものを含む、人権の継続的な広範且つ組織的な重大な侵害並びに虐待および

---

<sup>6</sup> 前掲書、第 V 章。

<sup>7</sup> 前掲書、第 IV 章、A 節。

<sup>8</sup> 前掲書、補遺 No. 53A (A/67/53/Add.1)、第三章。

<sup>9</sup> 前掲書、第 68 会期、補遺 No. 53 (A/68/53)、第 IV 章、A 節。

<sup>10</sup> 前掲書、第 V 章、A 節。

<sup>11</sup> 前掲書、補遺 No. 53 (A/68/53/Add.1)、第三章。

<sup>12</sup> 前掲書、第 69 会期、補遺 No. 53 (A/69/53)、第 IV 章、A 節。

<sup>13</sup> 前掲書、第 IV 章、A 節。

<sup>14</sup> 前掲書、補遺 No. 53A および正誤表 (A/69/53/Add.1 and Corr.1)、第 IV 章、A 節。

<sup>15</sup> S/PRST/2011/16.

<sup>16</sup> S/PRST/2013/15.

国際人道法違反に憤りを表明し、

計り知れない人的苦しみをもたらすとして過激主義および過激主義的集団の拡大を助長してきた、またシリア住民を保護しそして国際連合機関の関連する諸決議並びに諸決定を実施することにシリア当局が失敗したことを示している、文民に対するシリア当局による武力の過剰な使用に深刻な懸念を表明し、

過激主義および過激主義的集団の拡散、テロリズムおよびテロ集団にまた深刻な懸念を表明し、そしてあらゆる紛争当事者、とりわけ、いわゆるイラク・レバントのイスラム国、体制のために戦っている民兵、アル・カーイダと協力関係にあるテロ集団並びに他の過激主義的集団により、シリア・アラブ共和国において犯された人権のあらゆる侵害と虐待並びに国際人道法の違反を強く非難し、

シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会により実施された活動に対する支持を表明し、そして同調査委員会とのシリア当局の協力が無いことを強く非難し、

人道に対する罪および戦争犯罪が、シリア・アラブ共和国で犯されたようであるという事務総長、国際連合人権高等弁務官および人権理事会の特別手続の声明を想起し、状況を国際刑事裁判所に付託するという安全保障理事会への高等弁務官による繰り返された勧奨に留意し、そして決議案<sup>17</sup>が加盟国からの広い支持にもかかわらず採択されなかったことを憂慮し、

同調査委員会の所見そしてまたシリア当局により投獄された人々の拷問および処刑に関する 2014 年 1 月の「シーザー」により提示された証拠に含まれた申し立てに総会の最も深い懸念を表明し、またそのような申し立ておよび同様の証拠が収集され、検討されそして将来の責任追及の取組のために利用可能とされる必要性を強調し、

安全保障理事会諸決議 2139 (2014) および 2165 (2014) を歓迎し、そして実施が大いに実現されていないままであることに深刻な懸念を表明し、またシリア・アラブ共和国における人権状況に、文民の保護および迅速、安全そして妨害のない人道アクセスを通じたものを含んで、対処する取組を強化する緊急の必要性に留意し、

---

<sup>17</sup> S/2014/348.

安全保障理事会諸決議 2170 (2014) および 2178 (2014) に対する総会の公約を想起し、

その 75 万人以上が女性で 150 万人以上が子どもである、シリア・アラブ共和国から逃げることを強制されてきた 300 万人以上の難民、また 6,445 万人が国内避難民である、緊急の人道援助を必要としているシリア・アラブ共和国における 1,080 万人の人々、並びに近隣諸国や同地域の他の諸国へのシリア難民の流入の影響と状況が地域の安定に引き起こすリスクに深い懸念を表明し、

2011 年 3 月以降、1 万人を優に越す子どもの死およびそれ以上の負傷者に総会の深い憤りを表明し、

シリア難民の願いを入れるために近隣諸国および同地域の他の諸国によりなされてきた著しい努力に対し深い感謝の念を表明し、その一方でこれらの諸国、特にレバノン、ヨルダン、トルコ、イラク、エジプトおよびリビア、における大規模な難民人口の存在が与える、政治的、社会経済的および財政的影響が増えていることを認め、

2013 年 1 月 30 日と 2014 年 1 月 15 日の第一回および第二回のシリアに対する国際人道支援拠出誓約会議の、クウェート政府による主催を歓迎し、またそこでなされた人道援助のかなりな誓約に総会の深い感謝の念を表明し、

2012 年 6 月 30 日のシリア行動グループの最終コミュニケ (ジュネーブ・コミュニケ)<sup>18</sup>に基づくシリア危機に対する政治的解決を達成するための国際連合およびアラブ連盟の努力並びに全ての外交努力をまた歓迎し、そしてシリア担当事務総長特使としてのステファン・デ・ミストゥーラ氏の任命を更に歓迎し、そして彼の任務に対する総会の十分な支持を表明し、

シリア・アラブ共和国における紛争当事者、とりわけシリア当局が、ジュネーブ・コミュニケに基づく政治的解決を達成しそして完全な行政権限を持った暫定政権を組織する機会を利用することに失敗したことに総会の遺憾の意を表明し、

---

<sup>18</sup> 安全保障理事会決議 2118 (2013)、添付文書 II。

1. 一般住民に対して犯された国際人権法の違反と侵害および国際人道法のあらゆる違反、とりわけ文民が住む地区および民間社会資本に対する樽爆弾の使用に関するものを含む、全ての無差別攻撃を強く非難し、そして全ての当事者が医療施設および学校を直ちに非武装化しそして国際法の下での自らの義務を遵守することを要求する。

2. 2001年の平和的な抵抗の始まり以降、シリア国民に対するシリア当局による武力を用いた暴力が継続していることを憂慮し且つ最も強い文言で非難し、そしてシリア当局が、文民地区および公共の場に対する、恐ろしい戦術、空襲、樽爆弾および真空爆弾、化学兵器並びに重砲の使用に関するものを含む、あらゆる無差別攻撃に終止符を直ちに打つことを要求する。

3. シリア当局および政府と協力関係にあるシャビハ民兵による、重兵器、空爆、クラスター弾、弾道ミサイル、樽爆弾、化学兵器および戦闘の方法としての一般住民の餓死、学校、病院および礼拝所への攻撃、大虐殺、恣意的な処刑、裁判外の殺人、抵抗者、人権擁護者およびジャーナリストの殺害や迫害、恣意的な勾留、強制失踪、女性や子どもの権利の侵害、医学的治療に対する利用権の違法な干渉、医療従事者の尊重や保護の欠如、拷問、勾留中のレイプを含む組織的な性的およびジェンダーに基づく暴力並びに虐待を含む、文民に対するその他の力の使用に関するものを含む、広範且つ組織的な人権および基本的自由の重大な侵害並びに国際人道法のあらゆる違反が継続していることをまた憂慮し且つ最も強い文言で非難し、そして更に武装した過激主義者によるあらゆる人権侵害または国際人道法違反、並びに武装した反政府集団による何らかの人権侵害または国際人道法違反を強く非難する。

4. イラク・レバントのイスラム国により文民に対して犯されたテロ行為や暴力、その暴力的な過激主義的イデオロギー並びにその継続した人権の重大な、組織的なそして広範な侵害および国際人道法違反を更に憂慮し且つ最も強い文言で非難し、またイラク・レバントのイスラム国の行動を含む、テロリズムは、いかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを再確認する。

5. 自らの管轄権の下にあるいずれかの領域で拷問の行為を防止するため効果的な措置を執ることを含む、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約<sup>19</sup>の下でのシリア・アラブ共和国の義務についてシリア・アラブ共和国政府に注意を喚起し、そして同条約の全て

---

<sup>19</sup> 国際連合、条約集、第1465巻、No.24841.

の締約国に対し、同条約第7条に含まれた引き渡しまたは訴追原則に関するものを含む、全ての関連義務を遵守することを求める。

6. 諜報機関により運営されているものを含む、政府の勾留センターにおけるものを含む、報道されている執拗なまた広範な性的暴力、虐待および搾取の使用を強く非難し、またそのような行為は国際人道法および国際人権法の違反を構成する可能性があることに留意し、そしてこれに関連して性的暴力犯罪に対する刑事責任の免除の支配的な傾向に深い懸念を表明する。

7. 子どもの勧誘と使用、殺害と傷害、レイプや性的暴力のあらゆる他の形態、学校や病院への攻撃、並びに子どもの恣意的な逮捕、勾留、拷問、虐待および人間の楯としての子どもの使用のような、適用可能な国際法に違反して子どもに対して犯されたあらゆる侵害および虐待もまた強く非難する。

8. シリア当局は、文民犠牲者の大多数、毎日の多数の文民の殺害や傷害、について責任があるという2014年9月16日のシリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会の委員長によりなされた声明を想起し、同調査委員会の報告書を安全保障理事会に伝えることを決定する。

9. 強制失踪についてのシリア当局の責任を再確認し、強制失踪のシリア当局による使用は、人道に対する罪に相当するという同調査委員会の評価に留意し、そして政府が仲介した停戦後の若い男性を対象として特定した失踪を非難し、

10. シリア当局が、同調査委員会にシリア・アラブ共和国全土の直ぐの、完全なそして拘束を受けないアクセスを許すことを含む、同調査委員会と十分に協力することを要求する。

11. シリア当局が、シリア住民を守るその責任を果たすことを更に要求する。

12. シリア・アラブ共和国におけるあらゆる外国人テロ戦闘員の介入およびシリア体制のために戦っている外国人組織、特にヒズボラ、アサイブ・アフル・ハックおよびアブー・ファドル・アル・アッバス旅団のような民兵集団の介入を強く非難し、また彼らの関与が、同地域に重大な悪影響を有している、人権および人道状況を含むシリア・アラブ共和国における悪化しつつある状況を、更に悪化させていることに深い懸念を表明する。

13. シリア当局の支援で戦っている者を含む、全ての外国人テロ戦闘員が、シリア・アラブ共和国から直ちに撤退することを要求する。

14. 全ての当事者が、国際人権法および国際人道法のあらゆる違反と侵害に直ちに終止符を打つことをまた要求し、一般住民と戦闘員を区別する国際人道法の下での義務および無差別や過剰な攻撃並びに文民および非軍事的目標に対するあらゆる攻撃の禁止を特に想起し、そして紛争の全ての当事者が、医療センター、学校および給水所のような非軍事的目標に対して直接向けられた攻撃をやめること、直ちにそのような施設を非武装化し、人口密集地区に軍の陣地を設けることを避けそして包囲された地区から疎開を望む負傷者および全ての文民の疎開を可能にすることによるものを含んで、文民を守るためのあらゆる適切な措置を講じることを更に要求し、またシリア当局が住民を保護する主要な責任を負っていることをこれに関連して想起する。

15. 非国家的武装集団およびテロ集団、特にイラン・レバントのイスラム国やアル・ヌスラ戦線により実行された、拉致、人質拘束、外部との連絡を断たれた拘束、拷問、罪のない文民の残酷な殺害および即決処刑を強く非難し、そしてそのような行為は人道に対する罪に相当する可能性があることを強調する。

16. 同調査委員会と国際連合人権高等弁務官事務所の報告書に描写されたように、シリア・アラブ共和国全土の勾留センターにおける苦痛と拷問を憂慮し、シリア当局が、シリアメディアと表現の自由センターの構成員を含む全ての恣意的に勾留された人々を直ちに解放し、そして勾留条件が国際法に適合することを確保することを要求し、またシリア当局に対し、全ての勾留施設の一覧表を公表することを求める。

17. シリア当局、イラク・レバントのイスラム国、アル・ヌスラ戦線および全ての他の集団が、文民の恣意的な勾留を中止しそして勾留された全ての文民を解放することを要求する。

18. 適切な国際的監視機関に対し、同調査委員会の報告書で言及された軍用施設を含む、政府の刑務所および勾留センターにいる被拘束者へのアクセスを認めることを求める。

19. 国際法で禁止されているシリア・アラブ共和国における化学兵器および全ての無差別な戦争手段の使用を強く非難し、シリア当局が化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約<sup>20</sup>の違反を構成しました国際法の下で禁止されている違法な兵器としての塩素ガスを繰り返し使用してきたという同調査委員会の調査結果に深刻な懸念をもって留意する。

20. シリア・アラブ共和国が、化学兵器禁止条約の下での自国の義務、化学兵器禁止機関の執行理事会の2013年9月27日の決定<sup>21</sup>および完全にその計画を宣言しそして全体としてそれを除去することをシリア・アラブ共和国に要求している安全保障理事会決議2118(2013)を、十分に尊重することを要求し、そしてシリア・アラブ共和国に対し、戦争の兵器としての塩素ガスの使用の申し立てを調べている化学兵器禁止機関の事実調査団に対し、またシリア・アラブ共和国の化学兵器宣言を検証するために活動したそこで発見された格差と食い違いを解明することに努めている宣言評価チームに対し、十分な協力を提供することを強く促す。

21. 全ての当事者が、種族的、宗教的または宗派の共同体の構成員を含む文民を守るためのあらゆる適切な措置を講じることをまた要求し、そしてシリア住民を保護する主要な責任はシリア当局にあることをこれに関連して強調する。

22. 国際人道法の違反あるいは国際人権法の違反や侵害について責任を有する者が、補完の原則に従った適切な公正且つ独立した国のまたは国際的な刑事司法手続を通して責任を問われることを確実にする必要性を強調し、そしてこの目的に向けた現実的な措置を求める必要性を強調し、またこの理由のために安全保障理事会に対し、国際刑事裁判所がこれに関連して果たすことができる重要な役割に留意しつつ責任を確実にするため適切な行動をとることを奨励する。

23. どんな方面からのものでも、文民に対する人道的援助の意図的な拒否、とりわけ最近より悪くなっている医療支援の拒否および文民地区に対する水と公衆衛生サービスの取り消しを強く非難し、戦いの方法としての文民の餓死は、国際法の下で禁止されていることを強調し、そして特にこれに関するシリア・アラブ共和国の主要な責任に留意しつつ、また悪化している人道状況を憂慮する。

---

<sup>20</sup> 前掲書、第1974巻、No.33757.

<sup>21</sup> 安全保障理事会決議2118(2013)、添付文書I。



24. 女性の完全且つ効果的な参加を得た、またセクト主義と種族、宗教、言語、ジェンダーあるいは何らかの他の理由に基づく差別の余地のない、市民の、民主的なそして多民族の国家に対するシリア国民の合法的憧れを叶えるシリア危機に対する政治的解決を見いだす国際的努力に対する総会の公約を再確認し、またシリアの当事者に対して、とりわけシリア・アラブ共和国政府に対して影響力のある諸国に対し、紛争の当事者が建設的にそして完全な行政権限を持った暫定統治機関の編成についてのジュネーブ・コミュニケ<sup>18</sup>において為された呼びかけに基づいて交渉することを奨励するためのあらゆる措置を講じることを促す。

25. 全ての資金供与者を含む国際社会に対し、責任分担の原則を強調する一方で、受け入れ諸国が増えつつあるシリア難民の人道的必要性に対応することを可能にする緊急の財政支援を提供することを促す。

26. 全ての資金供与者を含む国際社会の全ての構成員に対し、自らの従前の誓約を遂行しそして国内および受け入れ諸国の双方に移送された何百万ものシリア人に対し人道援助を提供するため、国際連合、専門機関および他の人道関係者に、切望されている支援を提供し続けることを求める。

27. 全てのシリアの紛争当事者に対し、国際連合および関連要員、専門機関の要員そして人道救援活動に従事している全ての他の要員の安全および防護を、国際人道法により要求されているように、移動とアクセスの自由を害することなしに確保するためのあらゆる適切な措置を講じることを促し、これらの取組を妨げないまたは邪魔しない必要性を強調し、人道支援要員に対する攻撃は、戦争犯罪に相当する可能性があることを想起し、そして安全保障理事会が、シリアのいずれかの当事者による諸決議 2139 (2014) または 2165 (2014) の不遵守があった場合には更なる措置を講じることを安保理決議 2165 (2014) で確認したことをこれに関連して留意する。

第 73 回本会議

2014 年 12 月 18 日